3. 地図記号クイズ　記号名問題　解説あり

地図記号のクイズ問題です。地図記号（マーク）が掲載されているので、その地図記号名を記入してください。
解説文つきの問題なので、その解説文をヒントにして答えを考えてみましょう。

建物・その他構造物

この記号が表している建物は、短辺が 10 メートル以上で 25 メートル未満のもの、ただし、必ず 1 短辺が 10 メートル以上あるとは限らず、必要な場合は 10 メートル未満でもこの記号で表されることがあります。

独立建物（小）に対して、建物の短辺が 25 メートル以上の大きな建物を表す記号です。大学などで用いられています。

この記号は、建物の短辺が 25 メートル以上あり、かつ高さが 10 メートル（地上から 3 階相当）以上ある建てものを表しています。中高層建物の記号は、独立した建物を表しています。大きな駅などで用いられています。

この記号は、上から見た形で表されています。動物園の檻や畜舎、飛行機の格納庫、ガス・石油タンクなどに用いられます。短辺が 25 メートル未満の場合は、25 メートルとして表示しています。

この記号は、建物が密集している地域なので、短辺が 25 メートル未満のものを表しています。商店街などの密集地の中で、記号を表示する建物がある場合に利用します。

この記号は、建物が密集している地域の中にある短辺が 25 メートル以上のものを表します。ただし、この地域の中に、ほかの記号で表示できる建物がある場合は、その記号を用います。

この記号は総描建物（大）で表されている地域の中で、高さが 10 メートル（地上 3 階相当の高さ）以上の建物のある地域を示しています。大きな建物が立ち並ぶ、繁華街などでも利用されています。

この記号は、各地域の市役所および東京都の区役所を表しています。市役所の支所や出張所では、この記号は使いません。

この記号では、政令指定都市政令指定都市の区役所と町村役場を表しています。支所や出張所の場合は、この記号は使いません。政令指定都市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

この記号では、国や地方の役所でありながら、税務署や保健所などのように独自の記号がないものに使われます。漢字の「☖」にちなんだ形の記号になっています。

昔は裁判の内容を立て札に書いていたことから、この形の記号になっています。この記号であらわされている裁判所は、高等・地方・家庭・簡易裁判所です。最高裁判所は名前で地図上に記すため、この記号は用いません。

この記号では、国の役所である税務署を表しています。そろばんの玉に由縁した記号の形になっています。税金を集めたり、管理したりしています。

この記号は漢字の「木」からこの形になっています。森林管理署は国の役所のひとつで、国有林の維持や管理を行っています。支所や事務所もこの記号で表します。

この記号は、昔かせの号さを計測していた風速計にちなんだ形になっています。国の役所である気象台や測候所を表しています。気象台では、毎日の天気予報を発表するなどしています。

この記号では、消防署を表しているだけでなく、出張所や分遣所も表しています。消防士がいるところは、すべてこの記号を使用することができます。昔、火を消す際に使われていた「さすまた」の形からこの記号が作られています。

この記号では、都道府県にある保健所を表しています。ただし、出張所や事務所、分室などにはこの記号は使用しません。病院の記号と似ているので、注意が必要です。

この記号は、警察署をあらわしています。交番の記号は別のものになります。また、警察庁や警視庁、警察学校については、注記や官公署の記号で表すことになります。「警棒を交差させている」ところを表した記号となっています。

この記号では、交番だけでなく、派出所や駐在所も表しています。警察署の記号と同じように、「警棒を交差させている」ところを表した記号となっていますが交番と警察署の記号を区別するために、交番の記号は□がありません。

この記号では、普通郵便局や特定郵便局、簡易郵便局を表しています。分室や常設の出張所も含むものが、地下街にある場合はこの記号は用いません。見慣れているので、分かりやすい記号です。

この記号は、漢字の「文」を表した形になっています。小学校または中学校に、この記号を用います。

この記号では、高等学校を表しています。小・中学校の記号と分かりやすく区別するために○で囲んでいます。

この記号では、高等専門学校を表しています。地図上で学校名を記すこともありますが、それができない場合にこの記号を使用します。

この記号では、短期大学を表しています。「文」の記号の上に「短大」と書いてある記号です。地図上に学校名を記すことができない場合に使用します。

この記号では、大学を表しています。「文」の記号の上に「大」と書いてある記号です。地図上に学校名を表記できないときなどに使用する記号です。

この記号では個人以外の病院、国や県、市などが運営している病院を表しています。個人が運営している病院や診療所には、この記号は用いません。

この記号では、博物館のほか、美術館や歴史館も表しています。博物館法に基づいた博物館や同じような施設を差しています。水族館や動物園、植物園は含みません。

この記号では、公立の図書館を表しています。分館にはこの記号は用いません。本の開いた様子を表した記号となっています。

この記号は、目標となるような大きな神社や有名な神社に用いられます。神道教会などに所属している建物には、この記号は使いません。参道の入口などにある「鳥居」の形を表しています。

この記号は、目標となるような大きなお寺や有名な寺院を表します。卍（まんじ）の形を表した記号となっています。

老人福祉法に基づいた老人福祉施設のうち、特別養護老人ホームや第 1 種社会福祉事業の養護老人ホーム、軽費老人ホームを表しています。大きな建物は目印になります。

フェリーとは、川や湖、海で、人や貨物を運ぶための船が行き来する船を表しています。この記号では、フェリーを表すほかに、人や車両を運ぶ船の発着地点と航路を表しています。

植生

この記号では、水田を表しています。観察している作物は、稲、蓮（はす）、いぐさ、せりなどです。稲を刈り取ったあとの水田の様子を記号にしています。

この記号が表している畑は、陸稲（おかぼ）、野菜、芝、パイナップル、牧草などを栽培しています。植物が芽吹く時の「二葉」（ふたば）の形に由来した形の記号になっています。

この記号では、桑を栽培している畑を表しています。桑の葉は、蚕の幼虫のえさとなります。桑の木を横から見た形に由来した記号です。

この記号では、お茶の葉を栽培している畑を表しています。お茶の実を半分に切ると、ニつに分かれたような形になっているので、その形に由来した記号となっています。

この記号では、果物を栽培している土地を表しています。りんごやみかん、ぶどう、梨、栗などの果樹を差します。りんごや梨を表した形となっています。

この記号では、庭木や苗木などを栽培している土地を表しています。例えば、きり、はぜ、こうぞなどの苗木です。木を真上から見た形を表した記号となっています。

この記号では、幅の広い広葉樹が隙間無く生えている場所を表しています。基本的には、木の高さは 2 メートル以上としていますが、2 メートルより低くても樹林している場所には、この記号で表すことができます。広葉樹を横から見た形に由来した記号となっています。

この記号では、松やモなどの針葉樹が隙間無く生えている場所を表しています。基本的には、気の高さは 2 メートル以上としていますが、苗木を植えたところでは 2 メートル未満でもこの記号を使用します。記号の形は、杉の木を横から見た形に由来しています。

竹が隙間無く生えている場所を表した記号です。「竹が生えている穂子とその影」に由来した形の記号となっています。

この記号では、大型の熱帯植物が生えている場所を表しています。ヤシ科植物や大型のシダ植物、タコノキ、ガジュマルなどを指します。記号の形はヤシの木を横から見た様子に由来しています。

この記号では、高い山のなかで、ハイマツ（遠松）が隙間無く生えている場所を表しています。ハイマツとは、木の高さが低いマツの木の仲間です。

この記号では、笹が隙間無く生えている場所を表しています。笹だけでなく熊竹も含みます。笹地と竹林の記号はよく似ているのでえ、注意が必要です。

この記号では、あまり利用されずに雑草などが生えている場所を表します。雑草が生えた湿地や沼地なども含みます。雑草が生えているような様子に由来した記号となっています。

道路

この記号では、道幅が 25 メートル以上の道路を表しています。道幅が 25 メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号化した記号道路で表します。

道路の幅が 13 メートル以上あり、25 メートル未満の道路を表しています。地図上では、1 ミリメートルの幅に記号化した記号道路で示します。

この記号では、道路の幅が 5.5 メートル以上あり、13 メートル未満の道路を表しています。地図上では、0.8 ミリメートルに記号化して示します。

この記号で表す道路の幅は 3 メートル以上 5.5 メートル未満の道路です。地図上では 4 ミリメートルの幅の記号になります。

この記号で表す道路の幅は、1.5 メートル以上 3 メートル未満です。地図上で、表示の必要性が低い場合は表示しないこともある道路です。

この記号では、道路法という法律で決められている道路（高速自動車道、都市高速道路、一般国道）を表している記号です。一般の道路と区別しやすいように、茶色のアミ点で地図上に描かれます。

道路を使用する時に、通行料を払う必要がある道路を表します。料金所の記号もあり、料金を支払う施設がある場所を示しています。

現地調査時に、建設中の道路を表す記号です。数年後には、地図記号が変わる可能性があります。

分離帯とは、上下線を隔てる構造物のことです。この記号では幅が 20 メートル以下のものを表しています。幅が 20 メートルより広い分離帯は、上下線を別の道路として表します。

この記号では、地下を通る道路を表しています。複数の道路があり、ちかくに複数のトンネルがある場合もそれぞれこの記号で表示します。

この記号では、傾斜地に作られた階段を表しています。大きなものや目標になりやすいものなどにこの記号が利用されています。

鉄道

この記号では、JR 線の単線区間を表しています。他の私鉄の場合は違う記号になります。駅と駅の間で複線になる区間がある場合でも、単線のこの記号を利用します。

この記号では、JR 線の複線以上の区間を表しています。複線とは、線路が上下線で別になっていて、平行してあることです。駅の途中から複線になる場合は、単線の記号で表します。

この記号では、JR 線以外の民間会社などが経営している鉄道の単線区間を表しています。駅と駅の間から複線になる場合も、単線のこの記号で表します。

この記号では、JR 線以外の民間会社などが経営している鉄道の複線の区間を表しています。複線とは、上下線の線路が平行してあることです。駅と駅の間から複線になる場合は、単線の記号で表されます。

この記号では、JR 線以外の鉄道路線で貨物輸送を行う列車が通る線路を表します。都市部では、旅客列車の線路とは区別して建設されています。

この記号では、地下を鉄道が走っているところに使用します。地下鉄が部分的に地上を走る区間もありますが、その部分は普通鉄道の記号で表します。

この記号では、路面電車（道路上を走る鉄道）を表しています。単線と複線の区別はありません。

この記号では特殊鉄道を表しています。特殊鉄道とは、物置を運搬するための鉄道のことです。工場の敷地内や、採石場から工場へ製品を鉄道などです。運ぶものは、貨物だけで、ほかの線路とは繋がっていません。

この記号では、ロープウェイやスキーリフト、ベルトコンベアーなどを表しています。大きなものでも、すべてにはなくならないものが対象です。

この記号では、JR 線の中で現地調査時に建設中だったり、一時的に運休している 普通鉄道に用いられます。

この記号では、現地調査時に建設中であった場合に用いられます。運行休止中の鉄道とは、普通鉄道の中で一時的に運行していないもののことです。

この記号では、側線を表しています。側線とは本線以外の線路のことで、列車の組み替えや貨物の積み降ろしなどに利用されます。

この記号では、川にかかる橋や立体交差部や高架部を表しています。長さは 20 メートル以上のものが対象です。20 メートル未満でも有名な橋は、この記号で表示することもあります。

この記号では、鉄道が地下を通るトンネルを表しています。近くに複数トンネルがある場合でも、全てこの記号で表します。

この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。

目標物

この記号は、4 本の脚が東京タワーの上から見える様子に由来しています。五重塔や展望台、送電線の鉄塔を示し、火のやぐらや給水塔を表すこともあります。

この記号では、立像など、有名な記念碑を表しています。その地域の目標となりやすい場合は、有名でなくてもこの記号を使用します。

この記号では、特に大きな煙突を示しています。煙突とその煙を表した記号の形となっています。

この記号では、電波の送受信を行う塔を表しています。テレビやラジオ、無線通信などの電波を扱います。この記号は、アンテナと電波をイメージした形になっています。

この記号では、油井ガス井（ゆせい　かすせい）を表しています。現在採取中であり、目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。

この記号では、すべての灯台を表しています。この記号は、灯台は放つ光が広がる形に由来した記号になっています。

この記号では、発電をするために設置された風車を表します。目標となりやすい場所にある風車に利用される記号です。

この記号では、坑口（こうこう）を表しています。道路や水路、鉄道などが地下に入る部分を指します。トンネルの入口をイメージした記号となっています。

特定地区

この記号では、お墓がある場所を表しています。墓地の広さが 75 メートル ×75 メートル以上の場合は、特定地区界で囲みます。この記号はお墓を横からみた様子に由来しています。

地域で目標となりやすい場所に、工場がある場合にこの記号で地図上に表します。敷地が 125 メートル × 125 メートル以上の大きな工場の場合は、名前で表すこともあります。

この記号では、自衛隊法という法律で決められた機関を表しています。防衛本庁や防衛大学校などは、この記号を使用せず、官公署の記号を用います。

この記号では、発電所と変電社をあらわしています。管理施設などの建物がある場所に表示します。歯車と電気回路の形に由来した記号となっています。

この記号では、温泉法で決められた温泉や鉱泉がある場所を示しています。温泉の出ている場所と、浴場が離れている場合は、浴場の場所にもこの記号を用いることがあります。湯けむりを表した記号となっています。

この記号で表しているのは、噴火や噴気をしている場所になります。また、数年間休止していても噴火や噴気が起こると予想される場所にもこの記号を用います。

この記号は、鉱物の採掘場の中心を表しています。すでに廃坑となっている場所は、この記号と一緒に（廃坑）と示されています。

この記号では、建築などに使う石などの材料を採る場所を示します。土がけた岩がけの形を表した記号となっています。

この記号では、以前にお城があった場所を示しています。現在でも天守閣ややぐら、石垣などがある場合もこの記号を用います。

この記号では、港湾法で決められた「重要港湾」を表しています。記号は、港域ほぼ中央の位置に表示します。そして名前の注記も必要です。

この記号では、港湾法で決められた「地方港湾」を表します。また、暴風雨のときなどに小型船舶が避難するための港も含みます。港域の中央に記号を表示します。

この記号は、漁港法で決められた漁港に用いられます。第一種漁港と決められている場所には、この記号は使用しません。港域のほぼ中央にこの記号を表示します。

この記号は、文化財保護法で定められた史跡や名勝、天然記念物の場所を表します。その名称も一緒に表示します。特別な物の場合には、名称と一緒に（特）と記します。

点
93 点満点

地図・路線図職工所